

雇用対策法改正について

(2007.6.1)

「人が動く」と書いて「働く」という字になることが象徴的に示すように、労働は人間の営みの基本をなすもので、その人が置かれた労働の環境・条件が、その人の幸せの度合を大きく左右するのです。そして、その労働に従事するための雇用を確保することは、人間の幸せをつくる上での大前提であり、極めて大きな意義を持っています。

日本における雇用対策は、この40年来、経済計画と整合性を持った雇用対策基本計画を閣議決定することを基本に推進されてきました。

閣議決定によって、雇用確保という国民の最重要課題に対し、全ての省庁が一体となり、責任をもって取り組んでいくという姿勢が曲がりなりにも示されてきました。

しかしながら、今国会に政府が提出した改正案は、それらに関する規定を削除し、今後、内閣としての雇用対策基本計画は策定せず、厚生労働省が一省だけでつくるビジョンを示すにとどめることとなりました。雇用確保に対する政府の責任放棄であり、昨今の政府の庶民に冷たい雇用・労働政策の一環と言わなければなりません。

しかし、今の私たちの力では、政府の政策後退をストップさせることができません。どうか、皆さん。力をお貸し下さい。政府をリードできる与党の立場をお与え下さい。

5月29、31の両日、雇用と労働基準の確保への熱い思いを込めて質問に立ちました。厚生労働委員会での質疑項目は以下の通り。

- 雇用対策基本計画廃止の理由、毎年度改定の経済計画と整合した雇用計画の必要性
- 「改革と展望」の「経済計画」としての性格に関する政府の見解
- 政府内でパート労働者の定義を統一する必要性
- 厚生労働省主導で非正規雇用者の調査をする必要性
- 個別労働紛争の相談件数・推移、就労状況別件数とその内訳を公表する必要性
- 教職員に対する労働基準法の適用関係
- 教職員の超過勤務手当の在り方を見直す必要性
- 教職員の労働条件改善に向けた厚生労働大臣の見解
- タクシー事業場に対する国土交通省との合同監督・監査結果の取りまとめ状況
- タクシー事業に係る規制緩和を見直す必要性
- 勤務医の宿日直に関する法制度
- 労働基準法の最低基準が満たされるよう宿日直の在り方を見直す必要性
- 勤務医の宿日直の許可に関する通達の妥当性
- 病院における医師不足解消のため勤務医の報酬引上げを検討する必要性
- 病院における夜勤について宿日直としての取扱いを見直す必要性
- 規制改革会議労働タスクフォース意見書の規制改革会議第一次答申への記載予定
- アメリカの最低賃金制度と最低賃金引上げの概要